

神栖市液状化対策の進捗状況について(平成26年10月時点)

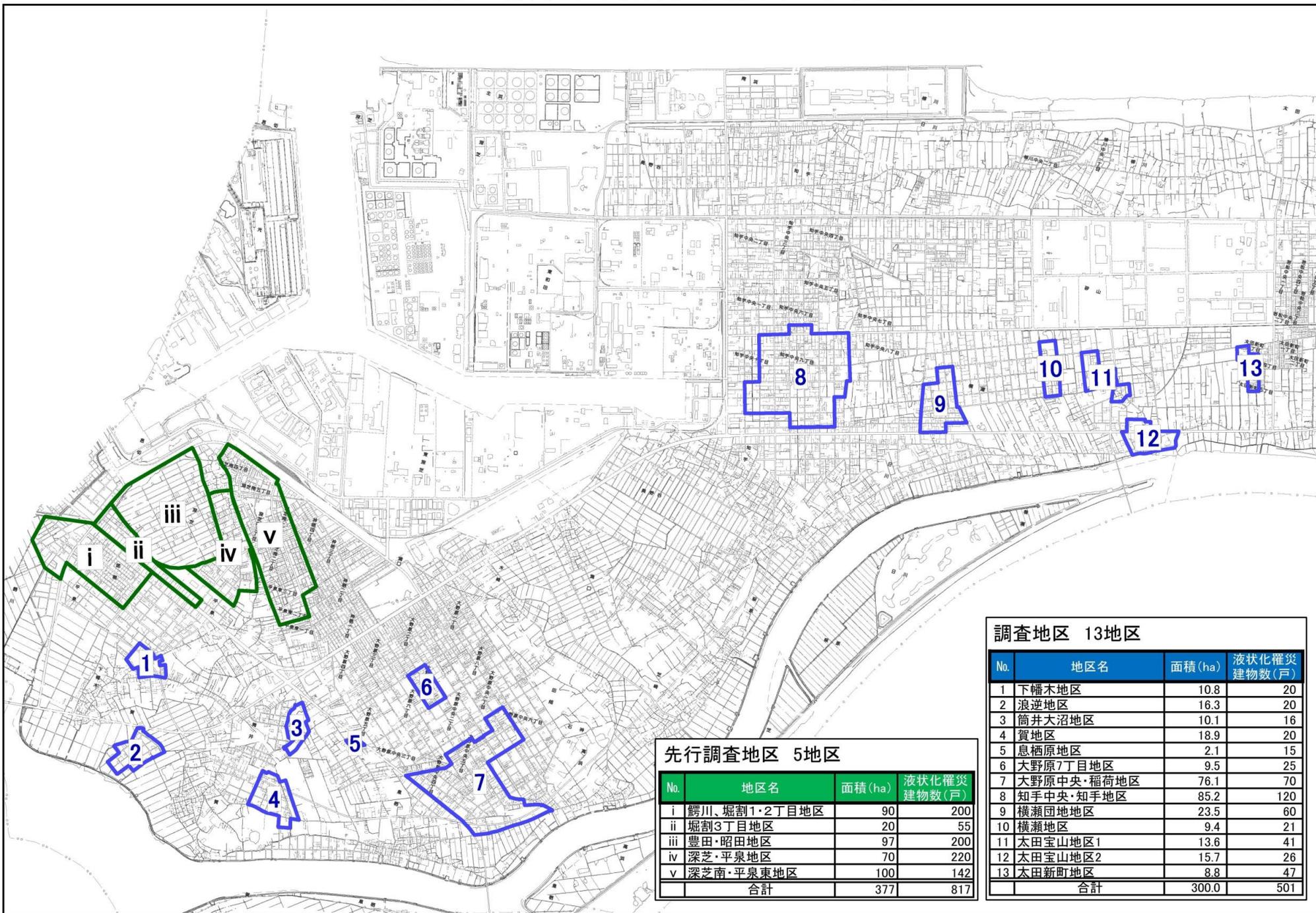
○先行調査地区 5地区

番号	地区名	対策工法の選定等	現 状
i	鰐川、堀割1・2丁目地区	地盤や地下水位等の調査結果及び鰐川地内での実証実験の結果、地下水位を地表面から-3mに維持することで、再液状化の抑制効果が得られることから、地下水位低下工法が当地区では有効な液状化対策工法として選定されました。	地下水位低下工法により工事中です。
ii	堀割3丁目地区		
iii	豊田・昭田地区	地盤や地下水位等の調査結果から、地下水位を地表面から-3mに維持することで、再液状化の抑制効果が得られることから、地下水位低下工法が当地区では有効な液状化対策工法として選定されました。	地下水位低下工法の事業化に向け、地権者同意の準備中です。
iv	深芝・平泉地区	平泉東地内において実施した不飽和化工法の実証実験の結果、当地区においては地下水量が膨大であり、また地盤の問題からこの工法の導入は困難との結論に至りました。 引き続き調査中です。	有効な液状化対策工法を検討しています。
v	深芝南・平泉東地区		

○調査地区 13地区

番号	地区名	対策工法の選定等	現 状
1	下幡木地区	地区内の一部で地下水位低下工法が有効ですが、民有地内での工事が必要となり、地権者の方に多大な工事の負担金が生じます。 このため、液状化対策の実施は困難であると判断しました。	市街地液状化対策事業の実施は困難です。
2	浪逆地区	地下水位低下工法で対策効果が得られますが、住宅が少ないことから、費用対効果の点で復興交付金の対象外となります。 このため、液状化対策の実施は困難であると判断しました。	市街地液状化対策事業の実施は困難です。
3	筒井大沼地区	地下水位低下工法で対策効果が得られます。ただし、民有地での工事が必要な区域を除外し、対策範囲を絞りました。	地下水位低下工法の施工が可能な地区については、地権者同意の準備中です。
4	賀地区	概ね再液状化の影響は少ないと予測されますが、一部地下水位低下工法で対策効果が得られる地区があります。 しかし住宅が少なく、費用対効果の点で復興交付金の対象外となります。 このため、液状化対策の実施は困難であると判断しました。	市街地液状化対策事業の実施は困難です。
5	息栖原地区	再液状化の可能性が高い地区ですが、地下水位が現状で-3m以下のため、地下水位低下工法の施工ができません。 その他の工法は地権者の方に多大な工事費負担が生じることから、液状化対策の実施は困難であると判断しました。	市街地液状化対策事業の実施は困難です。
6	大野原7丁目地区	再液状化の可能性が高い地区ですが、地下水位が現状で-3m以下のため、地下水位低下工法の施工ができません。 その他の工法は地権者の方に多大な工事費負担が生じることから、液状化対策の実施は困難であると判断しました。	市街地液状化対策事業の実施は困難です。
7	大野原中央・稲荷地区	再液状化の可能性が高い地区ですが、地下水位が現状で-3m以下のため、地下水位低下工法の施工ができません。 その他の工法は地権者の方に多大な工事費負担が生じることから、液状化対策の実施は困難であると判断しました。	市街地液状化対策事業の実施は困難です。
8	知手中央・知手地区	地盤や地下水位の状況から、地下水位低下工法で対策効果が得られます。 そのため、対策工法として地下水位低下工法を選定しました。 ただし、地区内の一部で同工法が有効でないところがあるため、対策範囲を絞りました。	事業化に向けて、地権者同意の準備中です。
9	横瀬団地地区	再液状化の可能性が高い地区ですが、地下水位が現状で-3m以下のため、地下水位低下工法の施工ができません。 その他の工法は地権者の方に多大な工事費負担が生じることから、液状化対策の実施は困難であると判断しました。	市街地液状化対策事業の実施は困難です。
10	横瀬地区	再液状化の可能性が高い地区ですが、地下水位が現状で-3m以下のため、地下水位低下工法の施工ができません。 その他の工法は地権者の方に多大な工事費負担が生じることから、液状化対策の実施は困難であると判断しました。	市街地液状化対策事業の実施は困難です。
11	太田宝山地区1	再液状化の可能性が高い地区ですが、地下水位が現状で-3m以下のため、地下水位低下工法の施工ができません。 その他の工法は地権者の方に多大な工事費負担が生じることから、液状化対策の実施は困難であると判断しました。	市街地液状化対策事業の実施は困難です。
12	太田宝山地区2	地区内の一部で地下水位低下工法が有効ですが、民有地内での工事が必要となり、地権者の方に多大な工事の負担金が生じます。 このため液状化対策の実施は困難であると判断しました。	市街地液状化対策事業の実施は困難です。
13	太田新町地区	地下水位低下工法で対策効果が得られます。 ただし、民有地での工事が必要な区域を除外し、対策範囲を絞りました。	地下水位低下工法の施工が可能な地区については、地権者同意の準備中です。

神栖市 液状化対策事業計画 位置図



先行調査地区 5地区

No.	地区名	面積 (ha)	液状化罹災建物数 (戸)
i	鰐川、堀割1・2丁目地区	90	200
ii	堀割3丁目地区	20	55
iii	豊田・昭田地区	97	200
iv	深芝・平泉地区	70	220
v	深芝南・平泉東地区	100	142
合計		377	817

調査地区 13地区

No.	地区名	面積 (ha)	液状化罹災建物数 (戸)
1	下幡木地区	10.8	20
2	浪逆地区	16.3	20
3	筒井大沼地区	10.1	16
4	賀地区	18.9	20
5	息栖原地区	2.1	15
6	大野原7丁目地区	9.5	25
7	大野原中央・稲荷地区	76.1	70
8	知手中央・知手地区	85.2	120
9	横瀬団地地区	23.5	60
10	横瀬地区	9.4	21
11	太田宝山地区1	13.6	41
12	太田宝山地区2	15.7	26
13	太田新町地区	8.8	47
合計		300.0	501